

シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー協定書

Shibuya Social Action Partner (S-SAP) 協定書

(目的)

第1条 渋谷区（以下「甲」という。）は、トヨタアルバルク東京株式会社（以下「乙」という。）が渋谷区の区域において、地域の一員としての社会的責任（以下「CSR」という。）を負う企業であることを認め、甲及び乙は、協働して地域の社会的課題を解決することを目的として、これに必要な基本的事項を約定するため、包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(包括連携事項等)

第2条 乙は、ソーシャル・アクション（地域の社会的課題を解決するために、金銭の寄附並びに無償とする役務及び技術の提供等による支援活動をいう。以下同じ。）として、甲に対して次に掲げる支援を行うものとし、甲と乙とは、協働して地域の社会的課題の解決に取り組むものとする。

- (1) スポーツの振興に関する支援
 - (2) 次世代育成・生涯学習に関する支援
 - (3) 防災・減災に関する支援
 - (4) 多様性社会（ダイバーシティ）の実現に関する支援
 - (5) 健康増進に関する支援
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携協力することが必要と認められる支援
- 2 前項各号に掲げる支援の細目については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 前項の協議に当たっては、甲は、乙が行う第1項各号に掲げる支援が民間事業者の行うソーシャル・アクションであること及び乙が地域の社会的課題を解決するためのパートナー（以下「シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー」という。）であることに配慮しなければならない。

(甲の責務)

- 第3条 甲は、ソーシャル・アクションが乙のCSR活動であることを区民に理解させるように努めなければならない。
- 2 甲は、乙がシブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーであることを公表するよう努めなければならない。
 - 3 甲は、乙から前条第1項各号に掲げる支援を受けるに当たって必要な手続がある場合は、これに協力するものとする。

4 甲は、本協定に基づく協働によって知り得た乙の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。

(乙の責務)

第4条 乙は、第2条第1項各号に掲げる支援を行うに当たっては、シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナーとしてふさわしい活動に努めなければならない。

2 乙は、本協定に基づく協働によって知り得た甲が保護すべき個人情報、甲の業務上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、本協定に基づく協働によって知り得た甲が保護すべき個人情報が事故により流失した場合は、速やかに甲に報告するとともに、その処理の経過及び結果を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、自己の帰責事由により負うべき賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

(成果物の帰属)

第5条 本協定に基づく協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産の帰属については、この限りでない。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の6月前までに甲又は乙のいずれからも協定を継続しない旨の申出がない場合は、本協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙のいずれかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じたときは、相手方当事者は、本協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定を解除した場合にあっても、本協定に基づいてなされた事項の効力は妨げられない。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈についての疑義は、甲及び乙が、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に協議しなければならない。

本協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和4年10月7日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者区長

乙 東京都文京区後楽一丁目4番18号
トヨタアルバルク東京株式会社
代表取締役社長